（総合評価落札方式入札後審査一般競争入札・電子入札・単体用）

各務原市水道事業公告第3号

# 入　札　公　告

総合評価落札方式による入札後審査方式一般競争入札を次のとおり行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和7年12月25日

各務原市長　浅 野 健 司

## 1. 入札に付する事項

| | |
|---|---|
| (1)契約番号 | 000106 |
| (2)工事名 | 三井水源地水質改善処理施設整備工事（浄水処理設備） |
| (3)工事場所 | 各務原市三井東町4丁目68番地 |
| (4)工事概要 | 本工事は、三井水源地において、原水に含まれるPFAS（有機フッ素化合物）を除去するための水質改善処理施設（浄水処理設備）を整備するものである。<br>・PFAS除去用イオン交換樹脂塔（4塔）の設置<br>・樹脂塔に付随する配管および弁類一式の設置<br>・流量計、圧力計等の計器類の設置<br>・その他、点検用架台や中継端子盤等の付帯設備の設置 |
| (5)工期 | 契約締結日から令和9年3月26日まで |
| (6)予定価格 | 772，896，300円（消費税及び地方消費税10％を含む。） |
| (7)低入札価格調査制度適用 | 有（失格判断基準　有） |
| (8)設計業務等の受注者等 | 株式会社極東技工コンサルタント<br>大阪府吹田市南金田2丁目3番26号 |
| (9)その他 | ①本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う（以下「電子入札方式」という。）対象工事である。なお、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得た場合に限り書面で提出すること（以下「紙入札方式」という。）ができる。<br>②本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。<br>③本工事は、完全週休2日を原則とした週休2日制モデル工事（現場閉所）である。詳細は、各務原市発注の週休2日制モデル工事実施要領（令和5年8月22日決裁）を参照すること。<br>④本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を変更設計時に行う対象工事である。<br>⑤本工事に係る技術所見の提案内容により、評価に相当の時間を要すると認められる場合は、入札書提出受付期限、開札日等を延期するものとする。その場合は、各務原市ホームページにて通知する。 |

## 2. 入札に参加する者に必要な資格

| | |
|---|---|
| (1)必要な建設業の許可等 | 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。また、水道施設工事業の許可を受けて3年以上営業をしていること。 |
| (2)事業所の所在地、業種及び客観点数等に関する条件 | 入札公告日現在において2－(1)で定める必要な建設業の許可に係る経営事項審査の総合評定値(P)及び主観点数の合計が1，200点以上であること。<br>※入札公告日現在通知済の最新の経営事項審査の総合評定値による。 |

| | | |
|---|---|---|
| (3)施工実績に関する条件 | 次に掲げる同種・類似工事を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、代表構成員としての実績に限る。 | |
| | 発注元 | 国、地方公共団体又は独立行政法人に限る。 |
| | 完成・引渡しの完了時期 | 平成22年度以降に完成・引渡しが完了しているもの |
| | 工事内容 | 浄水処理に関する工事で、浄水量14，000㎥/日以上の浄水場における195，000千円以上の水道施設工事 |
| (4)配置技術者に関する条件 | 次の要件を全て満たす技術者を当該工事に配置できること。<br>①2－(1)で定める建設業の許可業種に係る資格を有する者<br>②本件の入札参加資格確認申請書の受付最終日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にある者(ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3か月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。)<br>なお、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第1項に規定する請負代金額以上となる場合、専任にて配置すること。ただし、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。 | |
| (5)その他の条件 | 入札公告共通事項に示すとおりとする。 | |

**3．契約に付する事項**

| | |
|---|---|
| (1)入札保証金 | 免除 |
| (2)契約保証金 | 落札者は、この工事の請負契約の締結に際しては、契約金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)の100分の10以上に相当する契約保証金を納めなければならない。ただし、契約保証金に代わる担保としての有価証券等又は金融機関若しくは前払金保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。 |
| (3)契約書作成の要否 | 要 |
| (4)前金払 | 可(各務原市前金払取扱要綱(昭和42年11月20日決裁)による。) |
| (5)部分払 | 無 |
| (6)契約締結に対する議会の議決 | 不要 |

**4．入札日程**

| 手続等 | 期間・期日 | 方法・場所等 |
|---|---|---|
| (1)設計図書等の閲覧 | 令和7年12月25日(木)から令和8年1月23日(金)まで(市の休日を除く。)<br>午前8時から午後5時まで(ただし、初日にあっては午前9時から、最終日にあっては午後4時まで) | 原則、電子入札システムにてダウンロードすること。 |
| (2)質問の受付 | 令和7年12月25日(木)から令和8年1月23日(金)まで(市の休日を除く。)<br>午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)<br>(ただし、最終日にあっては、午後4時まで) | 電子メール又はファクシミリにて提出する。(送信した場合は、電話により受信を確認すること。) |
| (3)質問に対する回答 | ~~令和8年1月27日(火)から~~(令和8年1月9日訂正)<br>令和8年1月27日(火)までに回答する。 | 各務原市ホームページ上に掲載 |
| (4)入札参加申請 | 令和7年12月25日(木)から令和8年1月28日(水)まで(市の休日を除く。)<br>午前8時から午後5時まで(ただし、初日にあっては午前9時から、最終日にあっては午後4時まで(必着)) | 電子入札システムによる。(一般競争入札参加申請書を添付ファイル(形式PDFファイル)として登録すること。)<br>※紙入札方式の場合は、紙入 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 札方式参加承諾願及び一般競争入札参加申請書を郵送又は持参すること。 |
| (5)参加資格確認結果通知 | 令和8年1月30日(金)<br>午後1時から午後4時まで | 電子入札システム又はファクシミリにて通知する。 |
| (6)入札書提出受付 | 令和8年2月2日(月)から令和8年2月5日(木)まで(市の休日を除く。)(予定)<br>午前8時から午後5時まで(ただし、初日にあっては午前9時から、最終日にあっては午後4時まで(必着)) | 電子入札システムにて受付<br>※紙入札方式の場合は、開札日時に持参により提出 |
| (7)開札日時 | 令和8年2月6日(金)午前9時00分(予定) | 場所:各務原市水道事業庁舎1階　水道総務課 |
| (8)落札候補者の確認資料提出期限 | 提出の求めのあった日の翌日から起算して2日以内<br>(市の休日がある場合はこれを除く。) | 持参による。 |
| (9)落札決定 | 申請書類の提出があった日の翌日から起算して2日以内<br>(市の休日がある場合はこれを除く。) | 電話及び電子入札システムによる。 |
| (10)本契約日 | 令和8年2月20日(金)(予定) | |
| (11)その他 | 1. 入札公告共通事項に示すとおりとする。<br>2. 市の休日とは各務原市の休日を定める条例(平成3年条例第6号)第1条第1項各号に掲げる日をいう。<br>3. 落札者は契約保証金の納付(保証・保険等を含む。)を本契約日までに行うこと。 | |

**5. 総合評価落札方式に関する事項**

| | |
|---|---|
| (1)概要 | 「総合評価落札方式の内容」に示すとおりとする。 |
| (2)技術提案書 | 各務原市ホームページ上に掲載する「技術提案書の提出について」に示すとおりとする。 |

**6. 担当課**

| 区分 | 担当課名 | 電話番号・メールアドレス等 | 住所 |
|---|---|---|---|
| 入札担当課 | 各務原市<br>水道部<br>水道総務課 | 電話058－383－7111(直通)<br>FAX058－371－3140<br>s-somu@city.kakamigahara.gifu.jp | 〒504－0914<br>各務原市三井東町4丁目32番地<br>(各務原市水道事業庁舎1階) |
| 工事担当課 | 各務原市<br>水道部<br>水質改善対策室 | 電話058－383－1111<br>(内線4851) | 〒504－0914<br>各務原市三井東町4丁目32番地<br>(各務原市水道事業庁舎4階) |